

令和元年9月定例会

総務建設委員会記録

令和元年10月7日(月)
午前10時00分
全員協議会室

付託案件 議案第40号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を
改正する条例
議案第51号 工事請負契約の変更について

出席者
委員

西口正助委員長
宇野博治委員
岡田行弘委員
成川 満委員

中西登志明副委員長
児嶋清秋委員
池田敦城委員

生駒三雄議長

経営管理部

嶋田博之部長
大松満至経営企画課長
山本芳規秘書広報課長
上村泰広総務係長

喜多俊充参事
上田敏寛防災安全課長
御前一晃総務課長
嶋田 聡管財係長

経済建設部

河野孝司部長
鎌田利宏産業振興課長
脇村哲弘建設課長
武田一之産業振興課主幹
桑原伸浩地籍調査課主幹
児嶋信毅工務係長

成田裕幸理事
大浦秀和有田みかん課長
栗山京三地籍調査課長
泉 泰朗建設課主幹
南村敏嗣庶務係長

消 防 本 部 田邊隆義消防長 梅本敦夫次長
嶋田富司総務課長 尾藤海男樹警防課長
上森強司警防課主幹 東山英幸警防課主幹
橋本卓明警防課主幹 堺 有警防課主幹

出 納 室 森川直子会計管理者

議会事務局 田中 聡局長 福永康一次長
大谷真也書記

開 会

○西口委員長：おはようございます。委員会を開催する前に、一言ご挨拶を申し上げます。このたび総務建設委員会の委員長に就任いたしました西口でございます。皆様方のご協力をいただきながら、委員会を進めて参りますので、中西登志明副委員長共々よろしくお願いをいたします。また、委員の皆様方におかれましては、様々な観点でご議論をいただき、ご審議を賜りますようお願い申し上げますとともに、円滑な運営にご協力いただきますこと、よろしくお願い申し上げます。これより総務建設委員会を開催いたします。

説明員の紹介

議案第40号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例
(御前総務課長 説明)

- 西口委員長：説明は終わりました、次に質疑を認めます、ご質疑ございませんか。
- 宇野委員：御前君説明ありがとうございました。この条文の一部改正ですが、分限について解り易く教えていただきたい。中身を末尾の新旧対照表のところまで読んでみても、分限についてはわからないので、解り易くご説明願えますか。
- 御前総務課長：分限に関する手続及び効果に関する条例につきましましては、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続き及び今回並びに失職等に関する規程を定めておる条例となっております。分限とは職員の意に反する降任とか免職の処分という形になります。
- 宇野委員：意に反するという事は、職員が思いもしなかったこと。例えば普通に過

ごしていても少しのことで免職されるとか、そういう意味ですか。解り易く噛み砕いて教えて下さい。説明員も説明しにくい文言を使っていると思います。結局は長期休暇とか、病気療養による休暇であっても、地位保全の話ですか。自身の職責の地位保全、例えば課長ならば、その立場を保持するような。解釈の仕方も色々あると思いますが、悪い場合には免職されたりとかもあるとは思いますが、その辺も十分に理解します。だけれど、そこまで至らない地位保全に関係する分限ですか。

○西口委員長：質疑の途中ですが、暫時休憩します。

(休 憩)

○西口委員長：委員会を再開したいと思います。

○御前総務課長：あらためて申し上げます。分限処分とは、一般職である日本の公務員で勤務実績が良くない場合や心身の故障のためにその職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えられない場合などその職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより公務の効率化を保つことを目的として、その職員の意に反して行われる処分のこととなっております。

○宇野委員：了解しました。

○西口委員長：他にご質疑ありませんか。

○成川委員：第2条の真ん中辺り、細かい話ですが、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改めるとあるが、ルビを打っている方が、一般的には解り易いように思われるが、これはこれでいいのか。

○御前総務課長：この件に関しましては、当用漢字の見直しや古い書きぶり等の旧制表記を現代表記に改めるということで、法律等ではふりがなの「こ」はなくされております。それで語句の表現の改正につきましては、このように個別に改正があった場合にのみ、その条文に対しての改正があった場合に、このような形で改正の方をお願いすることになっております。

○成川委員：同じなのでしょう。「禁錮」を「禁錮」に改めるとありますが。

○御前総務課長：全く同じで、読みカナが取れただけであります。法律の方でこれが取れておりますので、それにならい「こ」を取ろうとするものでございます。

質疑終了 採 決 (可 決)

議案第51号 工事請負契約の変更について
(御前総務課長 説明)

- 西口委員長：説明は終わりました、次に質疑を認めます、ご質疑ございませんか。
- 成川委員：14億円という大きな工事なので大変だとは思いますが、現在の進捗状況はどうですか、予定通りですか。完成見込みは予定通りですか。
- 嶋田経営管理部長：非常にタイトな工期の中で実施している工事でありまして、今年度末までに完成をさせるということで工程管理をしまして、現在のところ順調に予定通り進んでおります。
- 成川委員：了解です。
- 西口委員長：他にご質疑ありませんか。
- 児嶋委員：2%分アップについて、この2,640万円ですか。これは建設資材だけのアップでこうなってきたのですか。
- 御前総務課長：建設資材というよりか、税率が8%から10%となったこと、単純に2%分を改定したものとなっております。
- 児嶋委員：一般的に我々が、大工さんに仕事を依頼した場合など、人件費も確かのとてくると思いますが、2%アップ、8%から10%に。そういうものは含まれていないのですか。例えば、あなた方のような市の職員は、消費税が10%になろうが20%になろうが処遇は全然変わりませんよね、給料としては。一般的にものてくると思うのですが、そのようなところは全然関係ないのですか。
- 御前総務課長：消費税の仕組みの中で、仕入れ税額控除というのが各業者さんであって、最終的には消費者が負担するという形になります。今回の工事については、最終の負担をするのは市という形になるのですが、それぞれ工場で製造したものが中卸に行き、仲卸から店に行きという形で各々、消費税はかかってくると思いますが、仕入れ税額控除はその物など引渡しを受けた時点の消費税率で控除されます。
- 児嶋委員：了解です。
- 西口委員長：他にご質疑ありませんか。
- 宇野委員：今の説明によると、契約時ではなく引き渡し時の税率によって加算されるということですが、今までもずっとこうでしたか。私は過去の事例、5%から8%になったときのことを覚えていないので。
- 御前総務課長：今回の税率の改正にあたっては、経過措置が設けられておまして、4月1日が基準になりますが、それ以前に契約したものに付きましては、引き渡し日が10月1日以降になったとしても8%で支払いの方が可能という特例措置が設けられておりましたので、説明の方でそのことを付け加えさせていただきました。
- 宇野委員：特例措置とは、4月1日以降であれば、10月1日を過ぎると10%になるということだろう。2千万円もふいに必要となるのは、タイミングということか。結局、我々が普通にいうと、請負でこれだけでお願いしますといえ、上がったとしても支払いませんし、例えば家を建てるのに2千万円の場合、先にお金を支払っておけば、それで終わりだと思いますが。やはりそのような訳にはならないのですね。

○御前総務課長：今回の契約につきましては、4月の15日付でさせていただいておりますので、契約日ではなく、引き渡し日が基準となります。よって、今回の改定をさせていただいております。

○宇野委員：了解です。

○西口委員長：他にご質疑ありませんか。

○児嶋委員：これは、契約を4月1日以前に出来なかったのですか。

○御前総務課長：財源におきましても繰り越しが出来ないような状態になっておりました。3月に契約した場合、その財源が使えなくなってしまう石油備蓄交付金を活用して、今回の請負を行っておりますので、複数年に跨る契約ができませんでした。よって、4月1日以降での契約をさせていただいております。

○西口委員長：質疑の途中ですが、暫時休憩したいと思います。

(休 憩)

○西口委員長：委員会を再開したいと思います。他にご質疑ありませんか。

○児嶋委員：関連してですが、この水泳場の場所ではなく、今後ウォーキングなどをする場所について、個人の所有する土地がありますが、その進捗状況はどうなっていますか。交渉などどうですか。

○脇村建設課長：個人地4軒のお宅がございます。建物が建っているのが3軒で、あと更地が1軒ございまして、現在、補償とか用地買収の方で交渉を進めておりました、皆さんそれぞれ前向きな交渉となっております。進捗といったしましては、今は補償の金額、用地買収金額等を積算するコンサルタント業務を行っている最中でございます。

○児嶋委員：了解しました。

質疑終了 採 決 (可 決)

○西口委員長：以上で当委員会に付託されました議案の審議は全て終了いたしました。他にないでしょうか。

なければ、以上で総務建設委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時37分 閉 会